

システム変更等に伴う証明書等の取り扱い変更について

川崎市は、令和4年1月4日から現行の住民基本台帳システムを刷新いたします。そのため、以下の証明書等について、取り扱いを変更いたします。

**(変更1) 住民票の写しの様式変更 (住民基本台帳法第6条)**

川崎市はこれまで世帯単位（世帯票）で住民基本台帳を作成していましたが、令和4年1月から他都市と同様に、個人単位（個人票）の作成に変更します。これにより、住民票の写しの様式が以下の2通りとなります。

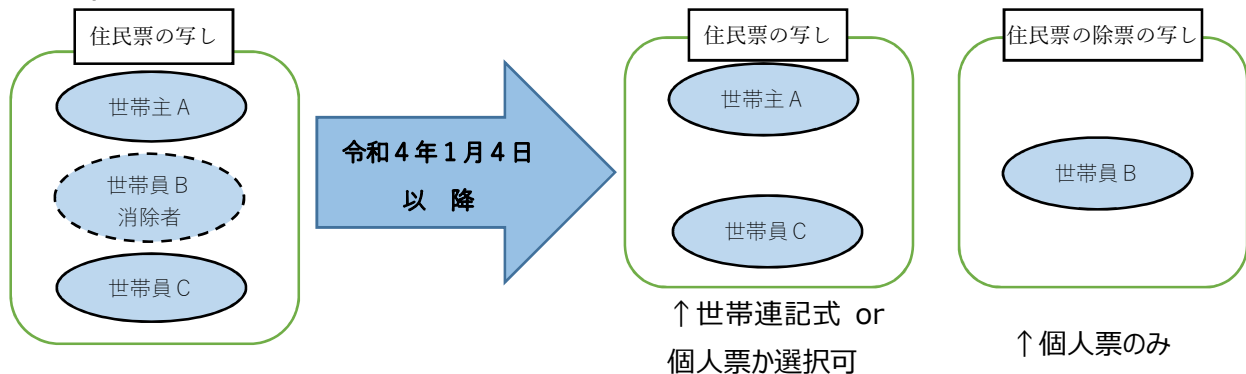
- ① 世帯票：1枚につき4名の世帯員が連記される様式で、交付請求時に申し出のあった必要な人の分の最新の住所、氏名、生年月日等の住民情報が記載されます。住所の履歴としては現在の住所に移る1つ前の住所のみが記載され、それ以前の履歴は記載されません。
- ② 個人票：1枚につき1名の世帯員の住民情報が記載されます。最新の住所、氏名、生年月日等の住民情報並びに、令和4年1月4日以後の市内転居及び氏名等の変更の履歴が記載されます。

※特定事務受任者の方による職務上請求の場合、特段のお申し出がない限り、世帯連記式で交付いたしますが、履歴の記載が必要な場合は、申請書に御記入ください。

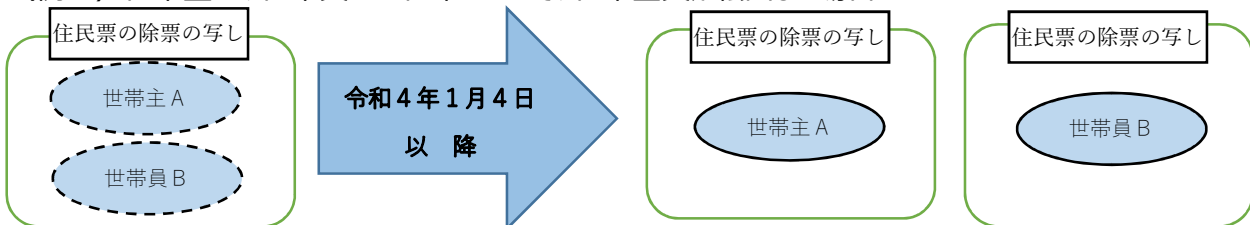
**(変更2) 住民票の除票の取り扱い (住民基本台帳法第15条の2、4)**

これまで、転出や死亡等により一部の世帯員が削除された場合、現存者と同じ住民票の写しに記載しておりました。また世帯全員が削除された場合、世帯全員を削除者として同じ住民票の除票の写しに記載しておりました。しかし、令和4年1月4日以降に削除された一部の世帯員または全員は、住民票の除票簿として住民基本台帳とは別に管理されるため、削除者個人の住民票の除票の写しを請求いただく必要があります。

(例1) 世帯主A、世帯員B、世帯員Cの世帯について、世帯員Bが転出した場合



(例2) 世帯主A、世帯員Bの世帯について、世帯全員が転出した場合



※令和3年12月28日までに世帯の一部または全部が転出や死亡等により住民票から削除された方の住民票は、これまでどおりの様式で交付します。

- 手数料について

現在お住まいの方の住民票、及び消除前に同一世帯だった方の住民票の除票の両方が必要な場合は、それぞれに手数料が必要です。

(例 1 の場合) 世帯主 A・世帯員 C の世帯連記式または個人票 300 円及び

元世帯員 B の住民票の除票 300 円 合計 600 円

(例 2 の場合) 世帯主 A の住民票の除票 300 円及び世帯員 B の住民票の除票 300 円 合計 600 円

- 請求権について

住民票の除票を請求できる方は、「本人」、「本人から委任を受けた方」、「自己の権利行使や義務履行のため、官公庁へ提出するため、または記載事項を利用する正当な理由がある方」です。本人以外の方が請求する場合は、本人からの委任状、または請求理由及び理由が分かる疎明資料等が必要となります。また、消除された方も、自身が消除された後に、同一世帯だった方の住民票を取得するためには、上記と同様の扱いとなります。

### **(変更 3) 住民票の除票の廃棄済証明書ほか**

システムの刷新に伴い、平成 24 年 3 月 31 日以前に消除された住民票の除票の廃棄状況が確認できなくなるため、廃棄済証明書の交付、廃棄済みを確認したメモ等を記載することはできなくなります。不在住証明書の代用を御検討ください。